

2018年5月7日

無配当低解約返戻金型外貨建終身保険
(予定利率毎月更改型)

新発売

フラット外貨終身の販売開始について

三井生命保険株式会社（代表取締役社長 吉村 俊哉）は、2018年5月7日より、三井住友信託銀行株式会社（取締役社長 橋本 勝、以下「三井住友信託銀行」）において、**無配当低解約返戻金型外貨建終身保険（予定利率毎月更改型）『フラット外貨終身』**の販売を開始いたします。

本商品は、三井住友信託銀行が提供する高いコンサルティング力と当社が培ってきた外貨建保険の商品開発力とを合わせ、両社で共同開発した外貨建終身保険で、**保険料払込期間を通じて、外貨建の保険料を円に換算するレートを固定する機能は、国内生命保険業界初***となります。

当社では、今後も提携金融機関との連携を密にし、お客さまのニーズにきめ細やかにお応えできるよう、魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

1. 商品の特徴

- (1) 保険料は「円」で「毎回一定額」をお払い込みいただきます。** 業界初*
- ご契約時に、毎回の外貨建の保険料を円に換算するレートが固定され、保険料払込期間を通じて、円でお払い込みいただく保険料（固定円建保険料）は毎回一定額となります。
- (2) 保障と資産形成を両立することができます。**
- 一生涯にわたる死亡・所定の高度障害保障を準備でき、解約返戻金はご契約者の資産としてご利用いただけます。
 - 解約返戻金の水準を低く設定する低解約返戻金期間を設けているため、割安な保険料で保障を準備できます。
 - 予定利率は「毎月更改型」ですので、市場金利の上昇局面では保障と資産形成の上乗せが期待できます。また、市場金利の下降局面でも予定利率は最低保証されるため安心です。
- (3) 円建の積立保険に自動的に移行することができます。**
- 保険料払込期間満了後1か月経過以降、円に換算した解約返戻金額があらかじめ設定した目標額（円）に到達したときに、災害保障付円建積立保険に自動的に移行することができます。

* 2018年2月 当社調べ

2. 開発の背景

当社は、これまで多様化するお客さまニーズにお応えすべく、幅広い商品ラインアップを提供してきており、昨今の国内低金利環境下においては、より効率的に保障を備え資産形成したいというニーズにお応えするため、円よりも金利水準が高い外貨建保険を販売することで多くのお客さまからご好評をいただいております。

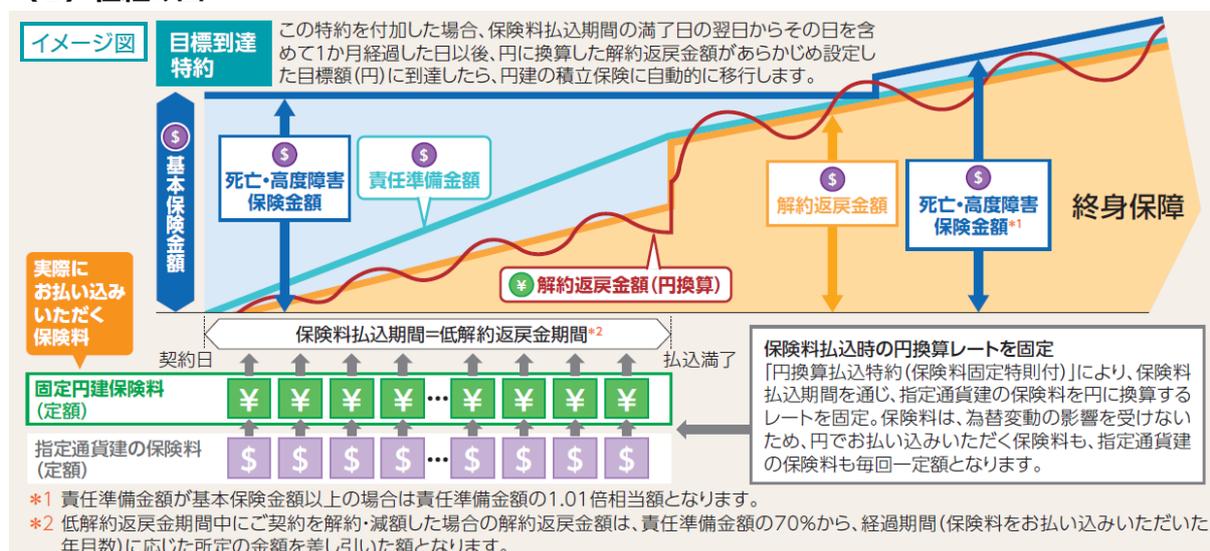
今般、「毎回払い込む円建の保険料が変動しない外貨建終身保険で長期的な保障と資金の計画を立てたい」といったお客さまの声にお応えするため、保険料払込期間を通じて外貨建の保険料を円に換算するレートを固定する機能を備えた、新しい平準払の外貨建終身保険を開発しました。

この機能は、お客さま個人では実現が難しい画期的な仕組みであり、お払い込みいただく毎回の保険料が、「円」でご契約時に確定するため、セカンドライフや教育資金の計画的な準備、あるいは生前贈与の手段としてご活用いただくことができます。

3. 商品概要

※本リリースでは「アメリカ合衆国通貨」を「米ドル」、「オーストラリア連邦通貨」を「豪ドル」といいます。

(1) 仕組み図



(2) 主な取り扱い

項目	内容
指定通貨	米ドル または 豪ドル
保険料払込通貨	円
保険期間	終身
保険料払込期間	【米ドル】 5年・7年・10年・15年 【豪ドル】 5年・7年・10年
保険料払込方法	月払・半年払・年払
契約年齢範囲	0歳～75歳
告知	告知書または医師の診査にてお取り扱いします。
基本保険金額	【米ドル】 2.5万米ドル ～ 700万米ドル ^(注) 【豪ドル】 2.5万豪ドル ～ 700万豪ドル ^(注)
最低保険料	5,000円 (月払換算)
高額割引	基本保険金額が所定の金額以上のときに、高額割引保険料率が適用され、保険料が割引かれます。
付加できる主な特約	<ul style="list-style-type: none">・円換算払込特約 (保険料固定特則付) ※付加必須・円換算支払特約・目標到達時災害保障付円建積立保険移行特約・介護前払特約・保険料払込免除特約 018 (外貨建保険用)・年金支払特約・年金払移行特約・リビング・ニーズ特約

(注) 700万米ドルまたは700万豪ドルの限度額のほか、所定の為替レートで円に換算した金額による制限があります。

4. お客さまにご負担いただく費用および為替リスクについて

■ お客さまにご負担いただく費用について

お客さまにご負担いただく費用は、以下の費用の合計額となります。

(1) 保険契約関係費用について

- お払い込みいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡・高度障害保障等にかかる費用にあてられ、それらを除いた金額が運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡・高度障害保障等にかかる費用等が控除されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。
- 円換算払込特約（保険料固定特則付）において、毎回お払い込みいただく保険料を円建の金額で固定するための費用を控除し、固定円換算レートを設定します。なお、この控除額については、保険料払込期間や市場金利の状況等によって変動するため、記載することができません。
- これらの費用のほか、解約される場合には、保険料払込期間または契約日から10年間のいずれか短い期間は、経過期間（保険料をお払い込みいただいた年月数）に応じて、責任準備金から所定の金額を控除します。この控除額については、経過期間や保険料払込期間により異なるため、一律の算出方法を記載することができません。
- 目標到達時災害保障付円建積立保険移行特約において、災害保障付円建積立保険の維持・災害死亡保障等にかかる費用として、責任準備金額に一定の率を乗じて得た金額を、積立移行日以後、毎月責任準備金から控除します。なお、責任準備金額に乘じる率は、積立移行日におけるこの特約の予定利率に応じて定まるため、記載することができません。
- 年金支払特約および年金払移行特約の年金において、年金を維持・管理するための費用として、責任準備金額に1.0%（年率）を上限とする率を乗じて得た金額を、第1回年金支払日以後、毎月責任準備金から控除します。なお、責任準備金額に乘じる率は、第1回年金支払日におけるこれらの特約の予定利率に応じて定まるため、記載することができません。

(2) 外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用について

① 固定円建保険料等をお払い込みいただく場合

- 固定円建保険料を計算する際や貸付元利金の返済額をお払い込みいただく際に使用する当社所定の円換算レート（払込用）には、為替手数料が含まれます。

円換算レート (払込用)	換算基準日 ^{*1} における当社が指定する取引銀行のTTM（電信売買相場の仲値） +0.25円
-----------------	--

※ T T M（電信売買相場の仲値）と円換算レート（払込用）の差（0.25円）は2018年5月現在のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート（払込用）は換算基準日^{*1}における当社が指定する取引銀行が公示する T T S^{*2}（対顧客電信売相場）を上回ることはありません。

② 保険金等を円に換算してお支払いする場合等

- 円換算支払特約を付加して保険金等を円に換算してお支払いする際、または年金支払特約や年金払移行特約の年金原資額を算出する際に適用する当社所定の円換算レート（支払用）には、為替手数料が含まれます。

円換算レート (支払用)	換算基準日 ^{*1} における当社が指定する取引銀行のTTM（電信売買相場の仲値） -0.25円
-----------------	--

※ T T M（電信売買相場の仲値）と円換算レート（支払用）の差（0.25円）は2018年5月現在のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート（支払用）は換算基準日^{*1}における当社が指定する取引銀行が公示する T T B^{*2}（対顧客電信買相場）を下回ることはありません。

③ 保険金等を指定通貨でお支払いする場合

- 指定通貨でお受け取りいただける口座が必要となり、ご利用される金融機関により諸手数料*3が必要

な場合や、当社からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。これらは金融機関により異なるため、一律に記載することができません。

- *1 換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。
- *2 1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。
- *3 リフティングチャージ、外貨引出手数料等のことで、金融機関によりお取り扱い、名称等は異なります。

※円換算レート（払込用）と円換算レート（支払用）は、同日であっても為替手数料により、適用レートが異なります。

【当社所定の円換算レートは、当社が指定する取引銀行の為替レートを基準としています。】

TTS (対顧客電信売相場)	銀行が顧客向けに外貨を売る（円を外貨に交換する）ときに用いられる為替レート
TTM (電信売買相場の仲値)	TTS（対顧客電信売相場）とTTB(対顧客電信買相場)の仲値
TTB (対顧客電信買相場)	銀行が顧客から外貨を買い取る（外貨を円に交換する）ときに用いられる為替レート

■ 為替リスクについて

外国為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといい、この保険には、次のような為替リスクがあります。これらの為替リスクは、ご契約者および受取人に帰属します。

- 円換算払込特約（保険料固定特則付）が付加されますので、ご契約時（第1回保険料払込時）に、毎回お払い込みいただく保険料が円建の金額で固定されます。そのため、適用される固定円換算レートよりも円高が続いた場合等には、固定円建保険料の累計額が、お払い込みのたびに指定通貨建の保険料を円換算レート（払込用）で円に換算したときの累計額を上回り、損失を生ずるおそれがあります。
- 円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする保険金額等は、ご契約時の円換算レート（支払用）で円に換算した保険金額等を下回り、損失を生ずるおそれがあります。
- 円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする保険金額等は、固定円建保険料の累計額を下回り、損失を生ずるおそれがあります。
- 低解約返戻金期間中に解約・減額をする際に円換算支払特約を付加した場合、解約返戻金の抑制および外国為替相場の変動により、円に換算してお支払いする解約返戻金額が、固定円建保険料の累計額を大きく下回ることがあります。

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではなく、商品の概要のみを説明したものです。ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」をご覧ください。また、ご契約の際は、「ご契約のしおり－約款」を必ずご覧ください。

以上